

宝塚市第5次障害者施策長期推進計画の概要

1 計画の目的

（本文2ページ）

障害者基本計画（国）においては、その前身である「障害者対策に関する新長期計画」（平成4年（1992年））の理念を継承するとともに、障害者の社会参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、計画期間中に講ずべき障害者施策の基本的方向を定めるとされています。

また、国の市町村障害者計画策定指針において、市町村障害者計画策定の意義が、次のとおり説明されています。

障害者が、地域の中で共に暮らす社会を実現していくためには、市町村が地域における行政の中核機関として、都道府県等の支援の下に、市町村に配置されている福祉施設等のサービス機関や国及び都道府県の所管する機関等との総合的な連携体制を構築し、障害者に適切なサービスを提供できる体制をつくる必要があり、このためにも市町村で障害者計画を策定する意義は大きいものと考えます。

宝塚市第5次障害者施策長期推進計画（以下「本計画」という。）は、宝塚市（以下「本市」という。）の障害者施策の現状と住民ニーズを把握した上で、調整と統合を図り、本市の障害者施策における基本的な理念を示し、人的・物的資源を合理的に配置するための基本的な方針又は分野別施策の方向性を示します。

併せて、本計画は、本市の障害者施策における基本的理念を実現するため、一定の期間（計画の期間）において、本市の限られた財源や地域資源を活用しながら、本市の障害者施策の総合的かつ効率的な推進を図ることを目的とします。

2 計画の位置付け

ほんぶん
(本文2ページ)

ほんけいかく しょうがいしゃきほんほうだい じょうだい こう きてい もと しちょうそん しょうがいしゃ しさく かん
本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、市町村における障害者のための施策に関
きほんてき けいかく さくてい しょうがいしゃきほんけいかく くに とどうふけんしょうがいしゃけいかく きほん
する基本的な計画として策定するとともに、障害者基本計画（国）や都道府県障害者計画を基本と
ほんし ちゅうちようきてき そうごうてき けいかく だい じ たらづか し そうごうけいかく さいじょう い けいかく
し、本市の中長期的かつ総合的な計画である「第6次宝塚市総合計画」を最上位計画としています。
しゃかいふくしぶんや ちいきふくしけいかく じょういけいかく こそだ しえん こうれいしゃふくし かくぶんやべつけいかく
また社会福祉分野では地域福祉計画を上位計画とし、子育て支援、高齢者福祉などの各分野別計画と
ちようわせいこう はか ほんし じんこう き ぼ じんてき ぶつてきしげん しょうがい ひと じょうきょうとう ふ
調和整合を図るものとするほか、本市の人口規模、人的・物的資源、障害のある人の状況等を踏ま
えたものとしします。

3 計画の期間

ほんぶん
(本文3ページ)

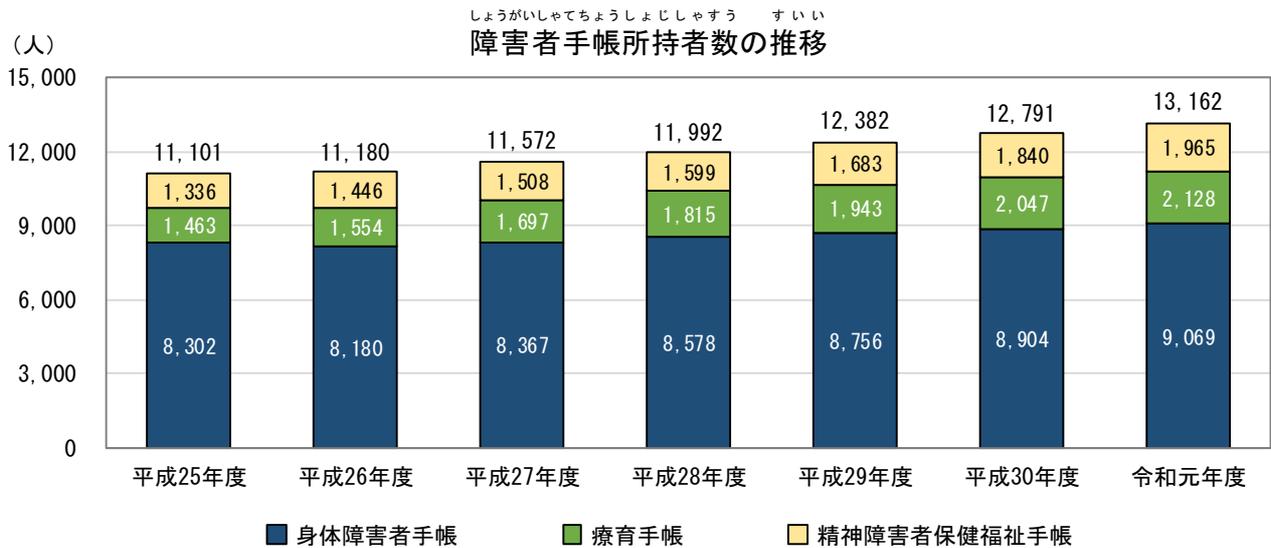
しちょうそんしょうがいしゃけいかく きかん くに しちょうそんしょうがいしゃけいかくさくていししん とどうふけん しょうがいしゃけいかく
市町村障害者計画の期間は、国の市町村障害者計画策定指針において、都道府県の障害者計画の
きかん せいごうせい はか ちゅう ちようき けいかく さくてい きかん たっせい じっしもくひょう せつてい
期間との整合性を図り、中・長期の計画として策定し、この期間に達成できる実施目標を設定する
ものとされており、本計画の期間については、令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)ま
ねんかん
での6年間としします。

しょうがいしゃきほんほう くに しょうがいしゃしさく おおはば みなお ばあい しゃかいじょうせい じゅうみん おお
なお、障害者基本法や国の障害者施策が大幅に見直された場合、社会情勢や住民ニーズが大き
か みと ばあい たらづか し そうごうけいかくとう みなお ともな せいごうせい はか ひつよう ばあい
く変わったと認められる場合、宝塚市総合計画等の見直しに伴い整合性を図る必要がある場合など
けいかくきかん とちゅう ひつよう おう ほんけいかく みなお おこな
においては、計画期間の途中であっても、必要に応じ本計画の見直しを行います。

4 本市における障害のある人を取り巻く現状

(本文5ページ)

障害者手帳所持者数は増加傾向で推移しており、平成25年度(2013年度)と令和元年度(2019年度)を比較すると、平成25年度(2013年度)で11,101人、令和元年度(2019年度)には13,162人と、6年間で2,061人(身体障害者手帳：767人、療育手帳：665人、精神障害者保健福祉手帳：629人)増加しています。



(単位：人)

		平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
身体障害者手帳	18歳未満	167	177	180	188	177	183	178
	18歳以上	8,135	8,003	8,187	8,390	8,579	8,721	8,891
	小計	8,302	8,180	8,367	8,578	8,756	8,904	9,069
療育手帳	18歳未満	503	551	621	687	720	804	834
	18歳以上	960	1,003	1,076	1,128	1,223	1,243	1,294
	小計	1,463	1,554	1,697	1,815	1,943	2,047	2,128
精神障害者保健福祉手帳		1,336	1,446	1,508	1,599	1,683	1,840	1,965
合計		11,101	11,180	11,572	11,992	12,382	12,791	13,162

5 アンケート調査からみた本市の分野ごとの課題 (本文10～14 ページ)

(1) 啓発・広報

○障害のある人もない人も地域で暮らしていくために、交流などの啓発や広報を継続して行っていく必要があります。

○今後、成年後見制度の積極的な活用が考えられるため、周知と啓発が必要です。

○差別解消や虐待防止に向けて、既存のネットワークを十分に活用し、継続した取組を進めることが求められています。

○啓発を継続して実施するとともに、障害者の社会参加を積極的に進めていく中で、障害福祉に関する関心をさらに高めていく必要があります。

(2) 生活支援

○基幹相談支援センターを含む地域生活支援拠点等の整備など、地域で身近な相談機関となることや、質の強化が求められます。

○障害福祉サービスを中心とした生活支援について、限りある社会資源を効果的に活用するために、障害者のニーズを的確に把握することと、相談支援を中心としたネットワークづくりが重要であるとともに、親亡き後の本人支援など、将来に向けた施策の充実が求められます。

○外との接触がない障害者に対し、様々な関係機関と連携しながら、ニーズを把握する必要があります。

(3) 安全・安心なまちづくり

○ユニバーサルデザインの考え方のもと、段差解消だけでなく、高齢者や障害者に配慮した環境整備が求められています。

ふくしひなんじよ せいび ひじょうじ たいせい せいび つと ふだん ほんにん かぞく ちいき
○福祉避難所の整備など、非常時の体制の整備に努めるとともに、普段から本人・家族・地域などの

ぼうさいいしき たか さいがい じょうえんごしゃ しえん すみ おこな じゅうよう
防災意識を高め、災害時要援護者への支援を速やかに行うことが重要です。

(4) 教育・保健・医療

しょうがい こ げんじょう かよ がっこうえん かぎ ちいき がっこう ふつう かよ
○障害のある子どもが、現状として通える学校園が限られています。地域の学校でも普通に通える

かんきょうせいび こうちく きょうし じどうせいとぜんいん しょうがい かん りかい ふか
環境整備を構築するために、教師をはじめ、児童生徒全員が障害に関する理解を深めることが
じゅうよう
重要です。

しょうがい う む かんけい じどうせいと ふくし かん ちしき ところ いくせい せつぎょくてき こうどう じっせん
○障害の有無に関係なく、児童生徒が福祉に関する知識や心を育成すること、積極的な行動を実践

しょうらい ふくしじんざい かくほ ちいき しえん ふくしきょういく じつげん めざ もと
することで、将来の福祉人材の確保と地域の支援となるような福祉教育の実現を目指すことが求
められています。

ほけん いりょう れんけい じゅうよう とく こ はったつ かん にゅうようじけんしん はあく はったつ
○保健と医療の連携はとても重要であり、特に子どもの発達に関しては、乳幼児健診で把握した発達

かだい こ てきせつ いりょうきかん じどうはったつしえんとう かくかんけいきかん
に課題のある子どもについて、適切な医療機関、児童発達支援等につながるよう、各関係機関の

れんけい つと じゅうよう
連携に努めることが重要です。

こんごちょうきにゅういん ちいきこう すず く に ほうしん ちいき せいかつ うえ
○今後長期入院から地域移行をさらに進めていく国の方針もあるため、地域で生活していく上で、

ちいきいりょう しゃかいしげん じゅうじつ かだい しょうがいじしゃ ほけん いりょう せんもんしよく
地域医療などの社会資源の充実が課題です。障害児者にとって、保健・医療は専門職としてとて

じゅうよう ちいきいりょう かぞく かいごふたん けいげん しえん じゅうじつ すず もと
も重要であり、地域医療と家族の介護負担を軽減できる支援の充実を進めることが求められてい
ます。

(5) 雇用・就業

しゅうがくじ しょうらい しゅうろうきぼうしゃ おお いっぽう しゅうろうご ふあん たか しゅうろうご そうだん
○就学児の将来の就労希望者が多い一方で、就労後の不安が高いため、就労後のサポートを相談で

しえんきかん じゅうじつ ひつよう
きる支援機関の充実が必要です。

しゅうろう い しゃかいさんか ひじょう じゅうよう い み も けいぞく しゅうろう しゅうろう
○就労は生きがい、社会参加に非常に重要な意味を持つため、継続して就労できるよう、就労に

かん そうだんしえん じゅうじつ しゅうろうご けいぞく たいせい こうちく じゅうよう
関する相談支援の充実や、就労後も継続してサポートできる体制を構築することが重要です。

6 計画の基本的理念

ほんぶん
(本文15 ページ)

ほんし しょうがいしゃしさく しょうがい ひと せいかつきばん せいび じゅうみんしゅたい しみんきょうどう ちいき
本市の障害者施策において、障害のある人の生活基盤を整備し、住民主体の市民協働による地域
しゃかい そうぞう じぶん く きょうせいしゃかい こうちく めざ あら きほんてきりねん かか
社会を創造し、自分らしく暮らせる「共生社会」の構築を目指し、新たな基本的理念を掲げること
とします。

すべての人が自分らしく暮らせる共生社会へ

しょうがい ひと じんけん ようご きほんてきじゅう かんぜん びょうどう かくほ しゃかい めざ
○障害のある人の人権の擁護と、基本的自由が完全かつ平等に確保される社会を目指します。

しょうがい ひと ひつよう しえん う じぶん い かた しゃかい
○障害のある人が必要とする支援を受けられ、自分らしい生き方ができる社会にするとともに
さべつ あんぜん あんしん く めざ
差別をなくし、安全で安心な暮らしを目指します。

しょうがい ひと ひと わ へだ たが にんしき そんちょう あ おな ちいき いちいん
○障害のある人もない人も分け隔てなく、お互いを認識し、尊重し合い、同じ地域の一員として
しゃかいてき たも じ こじつげん む すべ ひと じぶん さいだいげんはつき
社会的つながりを保ちながら、自己実現に向けて、全ての人が自分らしさを最大限発揮できる
しゃかい めざ
社会を目指します。

しゃかい しょうへき じぶん く ひと
○社会にある障壁（=バリア）とそれにより自分らしく暮らすことができない人がいることを、
すべ ひと りかい げんいん と のぞ みずか こうどう お ささ い
全ての人が理解し、その原因を取り除くために自ら行動を起こし、ともに支えあって生きてい
きょうせいしゃかい こうちく めざ
く共生社会の構築を目指します。

7 基本的理念の意義

ほんぶん (本文16 ページ)

ほんし しょうがいしゃけんりじょうやく しょうがいしゃきほんほう もと しょうがいしゃきほんけいかく くに とどうふけんしょうがいしゃけいかく
本市は障害者権利条約、障害者基本法に基づき、障害者基本計画(国)・都道府県障害者計画(『ひょうご障害者福祉プラン』)を基本とし、宝塚市総合計画及び宝塚市地域福祉計画に即して、市町村しょうがいしゃけいかく たからづかし だい じしょうがいしゃしさくちようきすいしんけいかく さくてい
障害者計画として、宝塚市第5次障害者施策長期推進計画を策定します。

ほんけいかく すべ しょうがいしゃ じんけん じゆう も けんり まも りえき かんぜん
本計画は、全ての障害者の人権と自由を持つことの権利を守り、それらがもたらす利益を完全に、
びやうどう う しゃかい じつげん しょうがいしゃ じぶん せんたく けてい けんり ぞんちよう ふそく
平等に受けられる社会の実現や、障害者が自分で選択し決定する権利が尊重され、不足するものは
こうてきしえん かつよう しゅうい たす あ なか じりつ せいかつ じっせん
公的支援を活用しながら、周囲との助け合いの中で自立した生活が実践されることを目指すことを
きほんてきりねん ほんし たからづか しょうがい う む
基本的理念としています。また、本市は『シンシアのまち宝塚』をキーワードとして、障害の有無
すべ しみん あんしん あんぜん く すいしん
にかかわらず、全ての市民が安心・安全に暮らせるやさしいまちづくりを推進します。

8 基本的理念を実現するための4つの基本目標

ほんぶん (本文16～17 ページ)

ほんけいかく きほんてきりねん ひと じぶん く きようせいしゃかい じつげん
本計画は、基本的理念である「すべての人が自分らしく暮らせる共生社会へ」を実現するため、
つぎ きほんもくひよう せつてい ほんし しょうがいしゃしさく すいしん
次の4つの基本目標を設定し、本市の障害者施策を推進します。

<p>きほんもくひよう 基本目標1</p>	<p>きようせいしゃかい めざ しょうがい ひと しゅたいせい ぞんちよう 共生社会を目指し、障害のある人の主体性を尊重し、 しゃかいさんか じこじつげん しえん 社会参加と自己実現を支援します</p>
----------------------------------	---

すべ ひと しょうがいしゃけんりじょうやく りかい しょうがい ひと さべつ ぎゃくたい しゃかい かくり ほうりよく いっぽうてき
全ての人が障害者権利条約を理解し、障害のある人が差別、虐待、社会からの隔離、暴力、一方的
とくべつ め み しゃかい きほんてき じんけん ぞんちよう しょうがい う む すべ
な特別な目で見られることのない社会で、基本的な人権が尊重され、障害の有無にかかわらず、全
ひと とも たす あ い しゃかい つく じぶん さいだいげん はつき さんか
ての人が共に助け合い生きる社会を作ります。そして、自分らしさを最大限に発揮しながら、参加で
しゃかい めざ
きる社会を目指します。

基本目標2

障害のある人の権利擁護、差別解消を推進します

社会的障壁をなくし、誰もが完全に平等な社会参加と自己実現の機会を得ることができ、障害を理由とした不当な差別を受けることなく、自分らしく生きる権利が守られ、尊重される社会の実現に積極的に取り組みます。

基本目標3

障害のある人の住み慣れた地域での、安全、安心な暮らしの実現を目指します

障害のある人が、住み慣れた土地や住みたいまちで暮らすために、自身の選択と決定により必要な支援を受けながら、日常生活や災害時などの緊急時でも、安心して安全な暮らしを送ることができ、環境づくりを推進します。

基本目標4

障害のある子どもの成長にあわせた、切れ目のない療育や教育を推進します

障害のある子どものライフステージに合わせ、必要な療育や教育を受けることができるように、関係する機関の横断的な連携に取り組み、推進します。

また、障害のある人もない人も互いに尊重し合う社会を築くために、幼い頃からの障害に関する理解を深める福祉教育を推進します。

障害や障害のある人への理解促進の取組は、多文化共生の社会的障壁について学ぶことなど、

「障害者差別解消法」や本市の「宝塚市障害者差別解消に関する条例」を推進する一環として取り組みます。

基本的理念

すべての人が自分らしく暮らせる共生社会へ

基本目標

- 1 共生社会を目指し、^{がい}障害のある人の主体性を尊重し、社会参加と自己実現を支援します
- 2 ^{がい}障害のある人の権利擁護、差別解消を推進します
- 3 ^{がい}障害のある人の住み慣れた地域での、安全、安心なくらしの実現を目指します
- 4 ^{がい}障害のある子どもの成長にあわせた、切れ目のない療育や教育を推進します

重点項目

- (1) 相談支援体制の強化
- (2) 権利擁護支援の充実
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 就労と工賃の向上支援
- (5) 乳幼児期からの療育・発達支援
- (6) 福祉教育の実現
- (7) 防災の推進と災害時支援の充実
- (8) 社会的孤立にある人への支援

分野別施策

- (1) 啓発・広報
①啓発・広報などの推進、②市民活動などへの参加と地域交流への支援、③市職員への啓発・研修の取組
- (2) 生活支援
①相談支援体制の充実、②権利擁護支援、③生活支援の充実、④社会参加の促進
- (3) 安全・安心なまちづくり
①生活環境の整備、②防災・防犯対策の推進
- (4) 教育・保健・医療
①療育・育児支援の推進、②学校教育の充実、③福祉教育・人権教育の推進、④保健サービスの充実、
⑤医療・リハビリテーションの充実
- (5) 雇用・就業
①雇用の確保と就労支援、②多様な就労の場の確保

10 障害者施策における重点項目

ほんぶん
(本文20～25 ページ)

アンケート調査等から見える課題に対して、本市では8つの重点項目（①相談支援体制の強化、②権利擁護支援の充実、③地域生活支援の充実、④就労と工賃の向上支援、⑤乳幼児期からの療育・発達支援、⑥福祉教育の実現、⑦防災の推進と災害時支援の充実、⑧社会的孤立にある人への支援）を設定し、障害者施策に取り組みます。

<p>じゅうてんこうもく 重点項目 1</p>	<p>そうだんしえんたいせい きょうかほんぶん 相談支援体制の強化（本文20 ページ）</p> <p>そうだんしえんたいせい きょうか しょくいん りようしゃ ひつよう じょうほうていきょう おこな しょうがい 相談支援体制の強化のため、職員と利用者に必要な情報提供を行い、障碍のあ ひと じしん あ ちいき みじか そうだん たいせい こうちく すず る人が自身のライフステージに合わせて、地域で身近に相談できる体制の構築を進 とく ふくごうかだい かか せたい たい かぞく ふく せたいしえん してん めます。また、特に複合課題を抱えた世帯に対しては、家族も含めた世帯支援の視点 じゅうし ちいき ねざ しえん しょうがいぶんや じゅうそうてき そうだんしえん を重視し、地域に根差した支援ができるよう 障碍分野における重層的な相談支援 たいせい こうちく じどう こうれい せいかつこんきゅう かくそうだんきかん れんけい ぞくせい せだい 体制の構築とともに、児童・高齢・生活困窮の各相談機関とも連携し、属性や世代 う と ほうかつてきしえんたいせい じつげん む と く にかかわらず受け止めることができるような包括的支援体制の実現に向けて取り組 みます。</p> <p>そうだんしえんたいせい きょうか ①相談支援体制の強化</p> <p>そうだんしえんじぎょうじょう ぞうせつ そうだんいん ぞういん ②相談支援事業所等の増設と相談員の増員</p> <p>そうだんいん けんしゅう せつきょくてき じょうほうていきょう じっし ③相談員への研修や積極的な情報提供の実施</p> <p>こよう しゅうろう かん そうだんまどぐち ④雇用・就労に関しての相談窓口</p>
------------------------------------	--

<p>じゅうてんこうもく 重点項目2</p>	<p>けんりようごしえん じゅうじつ ほんぶん 権利擁護支援の充実（本文21 ページ）</p> <p>たからづかししょうがいしゃさべつかいしょう かん じょうれい たからづかし しゅわげんごじょうれい しゅうち 「宝塚市障害者差別解消に関する条例」と「宝塚市手話言語条例」の周知や、</p> <p>しょうがい りゆう さべつ かいしょう しょうがい ひと ぎゃくたいほうし ごうりてきはりよ 障害を理由とした差別の解消、障害のある人への虐待防止や合理的配慮について</p> <p>ひろ すべ ひと りかい けいぞく とりくみ すいしん 広く全ての人が理解するために継続した取組を推進します。</p> <p>しょうがい ひと せいねんこうけんせいど かつよう せいど にんちど こうじょう また、障害のある人の成年後見制度の活用と制度の認知度の向上につながるよ</p> <p>かんけいき かんとう れんけい じょうほうていきょう じっし うに、関係機関等との連携や情報提供を実施します。</p> <p>すべ ひと しょうがい しょうがいしゃ しゅうち ①全ての人への障害や障害者についての周知</p> <p>しょうがいしゃ けんりようごしえん じゅうじつ ②障害者の権利擁護支援の充実</p> <p>い し けっていしえん そくしん ③意思決定支援の促進</p>
<p>じゅうてんこうもく 重点項目3</p>	<p>ちいせいいかつしえん じゅうじつ ほんぶん 地域生活支援の充実（本文22 ページ）</p> <p>しょうがい ひと す じぶん あんぜん あんしん く 障害のある人が住みたいまちで自分らしく安全・安心に暮らすことができるよう</p> <p>しせつにゅうしょしゃ にゅういんしゃ ちいせいいかつ む ちいきほうかつ ちいき に、また、施設入所者や入院者の地域生活に向けた「地域包括ケアシステム・地域</p> <p>ほうかつしえんたいせい こうちく すいしん ちいき しえん かのうせい けんとう 包括支援体制」の構築を推進するために、地域での支援の可能性を検討しながら、</p> <p>ちいせいいかつ じゅうじつ めざ 地域生活の充実を目指します。</p> <p>す ぼしょ かくほ しえん ①住む場所の確保への支援</p> <p>がいしゅつさきとう ごうりてきはりよ しんとう ②外出先等での合理的配慮の浸透</p> <p>じょうほうじゅしん しえん ③情報受信やコミュニケーションへの支援</p> <p>かんせんしょうたいさく めん せいかつしえん ④感染症対策の面からの生活支援</p>

<p>じゅうてんこうもく 重点項目4</p>	<p>しゅうろう こうちん こうじょうし えん ほんぶん 就労と工賃の向上支援（本文23 ページ）</p> <p>きほんてき じんけん ぞんちょう ほししょう はたら い みずか 基本的な人権として尊重され保障されている、働くことの生きがいや自ら</p> <p>しゅうにゅう え じりつ せいかつ おく しょうがいしゃ しゅうろう しゅうろうていちゃく そくしん しえん 収入を得て自立した生活を送るために、障害者の就労や就労定着の促進を支援</p> <p>ふくしてきしゅうろう りょうしゃ こうちんこうじょう つと します。また、福祉的就労の利用者のさらなる工賃向上に努めます。</p> <p>こよう かくほ しゅうろうていちゃく しえん ①雇用の確保と就労定着への支援</p> <p>こうちん こうじょうしえん ②工賃の向上支援</p>
<p>じゅうてんこうもく 重点項目5</p>	<p>にゅうようじき りょういく はったつし えん ほんぶん 乳幼児期からの療育・発達支援（本文23 ページ）</p> <p>しょうがい こ せいちょう そうきはっけん そうきりょういく じっせん じゅうよう 障害のある子どもの成長には、早期発見・早期療育の実践が重要となります。</p> <p>ほけん いりょうぶんや はあく こ じょうきよう てきせつ いりょうきかん じどうはったつしえん 保健・医療分野で把握した子どもたちの状況から、適切な医療機関、児童発達支援</p> <p>とう かくかんけいきかん れんけい つと 等につなげるよう、各関係機関の連携に努めます。</p> <p>そうきはっけん そうきりょういく じっせん ①早期発見・早期療育の実践</p> <p>きめ しえん ②切れ目のない支援</p>
<p>じゅうてんこうもく 重点項目6</p>	<p>ふくしきょういく じつげん ほんぶん 福祉教育の実現（本文24 ページ）</p> <p>しょうがい う む かんけい すべ ひと ふくし かん ちしき ところ も せつきよくてき こうどう 障害の有無に関係なく、全ての人が福祉に関する知識や心を持ち、積極的な行動</p> <p>じっせん ほんけいかく きほんてきりねん きょうせいしゃかい じつげん しょうらい ふくし を実践することで、本計画の基本的理念でもある共生社会の実現と、将来の福祉</p> <p>じんざい ちいき しえんしゃ かくほ ふくしきょういく と く 人材や地域での支援者の確保につながる福祉教育に取り組めます。</p> <p>ふくしきょういく じつげん ①福祉教育の実現</p> <p>とも まな あ ふくしきょういく ②共に学び合う福祉教育</p> <p>けいぞく ふくしきょういくじっし しえん ③継続した福祉教育実施のための支援</p>

<p>じゅうてんこうもく 重点項目 7</p>	<p>ぼうさい すいしん さいがいじ しえん じゅうじつ ほんぶん 防災の推進と災害時支援の充実 (本文24～25 ページ)</p> <p>きんねん ほんし たいふう おおあめ すいがい ひが い う さいがいじ そな 近年、本市は台風や大雨による水害の被害も受けており、これからも災害時に備え</p> <p>ふくしひなんじょ せいび ひじょうじ たいせい せいび と く ふだん ほんにん かぞく ちいき て福祉避難所の整備など、非常時の体制の整備に取り組み、普段から本人・家族・地域</p> <p>つよ ぼうさいいしき たか さいがいじ ようえんごしゃ しえん すみ じっし のつながりを強め、防災意識を高め、災害時要援護者への支援が速やかに実施できる</p> <p>つと ように努めます。</p> <p>さいがいじ しえん じゅうじつ ①災害時支援の充実</p> <p>ぼうさい すいしん ②防災の推進</p> <p>かんせんしょう きんきゅうじ かんけいき かん れんけい ③感染症による緊急時の関係機関との連携</p>
<p>じゅうてんこうもく 重点項目 8</p>	<p>しゃかいてきこりつ ひと しえん ほんぶん 社会的孤立にある人への支援 (本文26 ページ)</p> <p>かぞく しんぞく もんだい かか こ がいぶ せつしよく まった 家族や親族だけで問題を抱え込んでいたり、外部との接触が全くないなど、</p> <p>しゃかいてきこりつ お しえん もと ひと たい しょうがいふくし いりょう 社会的孤立に置かれていて支援を求められずにいる人に対して、障碍福祉、医療、</p> <p>りょういく せいかつしえん ほけん こそだ きょういく かくぶもん かんけいき かん れんけい たいしょうしゃ 療育、生活支援、保健、子育て、教育などの各部門の関係機関との連携により対象者</p> <p>はあく ひつよう しえん けんどう せいかつ うえ せんたくし ひろ とニーズを把握し、必要な支援を検討しながら生活する上での選択肢を広げられるよ</p> <p>と く うに取り組みます。</p> <p>しゃかいてきこりつ ひと ①社会的孤立にある人へのアプローチ</p> <p>しえんまどぐち しゅうち ②支援窓口の周知</p>

けいはつ こうほう
(1) 啓発・広報

ほんぶん
(本文26～27 ページ)

こんご ほうこうせい
今後の方向性

「シンシアのまち宝塚」をシンボルとする人にやさしいまちづくりを目指して、障害と障害のある人への理解の促進により、全ての市民が障害を理由とする差別の解消や社会的障壁を取り除くことへ自ら行動ができる共生社会となるよう、「宝塚市障害者差別解消に関する条例」や「宝塚市手話言語条例」の周知などの啓発・広報に取り組みます。

障害のある人が地域での交流やボランティア活動などの市民活動への参加により、地域の人々と互いに好ましい影響を受けながら関係性を構築するための支援に取り組みます。

また、障害や障害のある人への理解を深める活動やボランティア活動は、福祉教育を担う人材育成につながるものと捉え、その取組を支援します。

ぐたいき とりくみ
具体的な取組

①啓発・広報などの推進

市広報誌やホームページを活用した広く市民へ伝える啓発・広報に取り組み、「宝塚市障害者差別解消に関する条例」と「宝塚市手話言語条例」の認知度の向上や、障害者の権利擁護支援の充実を目的として成年後見制度を十分に活用してもらうための周知を実施します。また、身体障害者補助犬についての啓発と広報にも取り組みます。

②市民活動などへの参加と地域交流への支援

普段からのあいさつなど近所づきあいや、市民活動やボランティア活動への参加により、障害のある人と地域の人々が互いに交流し、いつでもお互いに助

	<p>あ かんけい つく しえん け合える関係を作ることができるように支援します。</p> <p>し しょくいん けいはつ けんしゅう とりくみ ③市職員への啓発・研修の取組</p> <p>し しょくいんぜんいん しょうがい しょうがい ひと りかい ふか せっきょくてき こうどう 市職員全員が 障碍や 障碍のある人への理解を深め、積極的に行動できるよ</p> <p>し しょくいん けんしゅう けいはつ と く うに、市職員への研修と啓発に取り組みます。</p>
--	--

<p>せいかつしえん (2) 生活支援</p>	<p>ほんぶん (本文28～31 ページ)</p>
<p>こんご ほうこうせい 今後の方向性</p>	<p>しょうがい ひと す じぶん く どだい 障碍のある人が住みたいまちで自分らしく暮らすための土台であり、また、</p> <p>し せつにゆうしよしゃ にゆういんしゃ ちいきせいかつ む いこうしえん じゅうよう ちいきほうかつ 施設入所者や入院者の地域生活に向けた移行支援として重要である「地域包括ケ</p> <p>ちいきほうかつしえんたいせい こうちく すいしん ひつよう しょうがいふくし アシステム・地域包括支援体制」の構築を推進するために、必要な障害福祉サー</p> <p>とう じゅうじつ そうだんしえんまどぐち きょうか けんりようごしえん すいしん しょうがい ひと しゃかい ビス等の充実や相談支援窓口の強化、権利擁護支援の推進、障碍のある人の社会</p> <p>さんか そくしん ぶんか とう かつどうしえん と く 参加の促進として文化・スポーツ等への活動支援にも取り組みます。</p> <p>こんご せいかつしえんじぎょう けんとう さい かんせんしょう にちじょうせいかつ えいきょう 今後の生活支援事業を検討する際は、感染症による日常生活への影響なども</p> <p>そうてい しえんほうほう けんとう 想定しながら支援方法を検討します。</p> <p>しゃかいてきこりつ お ひと そうだんしえんじぎょう しゃかいさんかそくしん 社会的孤立に置かれている人についても、相談支援事業や社会参加促進などの</p> <p>ひつよう しょうがいしゃしやく じぎょう つと 必要な 障碍者施策・事業へつなげることに努めます。</p> <p>しょうがいふくし たからづかし しょうがいふくしけいかく たからづかし しょうがいじ ただし、障害福祉サービスについては「宝塚市障害福祉計画・宝塚市障害児</p> <p>ふくしけいかく かく みこみりょう たっせいじょうきょう ひょうか 福祉計画」において、各サービスの見込量における達成状 況を評価し、さらなる</p> <p>じゅうじつ けんとう 充実について検討します。</p>
<p>くたいてき とりくみ 具体的な取組</p>	<p>そうだんしえんたいせい じゅうじつ ① 相談支援体制の充実</p> <p>そうだんしえんたいせい ちいきせいかつしえんきよてんとう せいび そうだんたいせい 相談支援体制については、地域生活支援拠点等の整備などによる相談体制の</p> <p>しつ きょうか そうだんしえんじぎょうしょ ぞうせつ そうだんまどぐちとう たいせいきょうか 質の強化や相談支援事業所の増設など、これまでの相談窓口等の体制強化と</p>

しょうがい ひと いしき そうだんたいせい こうちく と く
障害のある人のライフステージを意識した相談体制の構築に取り組みます。

たからづかし じりつしえんきょうぎかい たよう かんけいしゃ
宝塚市自立支援協議会では多様な関係者によるネットワークとして、
ぜんたいかい ていれいかい せんもんぶ かいどう せっち じょうほう きょうゆう しゃかいしげん かいはつ かいぜんとう
全体会・定例会・専門部会等を設置し、情報の共有、社会資源の開発・改善等
ひ つづ と く
に引き続き取り組みます。

けんりようごしえん ②権利擁護支援

ほんけいかく きほんてきりねん しょうがい ひと じんけん こじん そんげん そんちょう そくしん
本計画の基本的理念である、障害のある人の人権と個人の尊厳の尊重を促進
しょうがい ひと けんりしんが い たい ひつよう けんりようごしえん おこな
し、障害のある人へのあらゆる権利侵害に対して必要な権利擁護支援を行い、
ちいき あんしん く つづ けんりようご こうちく
地域で安心して暮らし続けることができるように権利擁護システムの構築や
しょうがいしゃぎやくたいぼうしじぎょう と く
障害者虐待防止事業などに取り組みます。

せいかつしえん じゅうじつ ③生活支援の充実

しょうがい ひと じしん じぶん いし けつてい せつきよくてき しゃかいさんか
障害のある人が自身のことを自分の意志で決定し積極的な社会参加へとつ
しょうがいふくし じっし いどうしゆだん しえん す ばしょ かくほ
なげるために、障害福祉サービスの実施、移動手段への支援、住む場所の確保
しえん ほ そうぐ にちじょうせいかつようぐ ひようじよせい じょうほうしえん
への支援、補装具・日常生活用具の費用助成、コミュニケーション・情報支援、
とくべつしょうがいしゃてあてなど しきゅう おこな
特別障害者手当等の支給を行います。

しゃかいさんか そくしん ④社会参加の促進

しょうがい ひと みずか こせい のうりよく はつき ちいき いちいん
障害のある人が自らの個性や能力を発揮して地域の一員としてあらゆる
かつどう さんか しょうがい ひと ぶんか など かつどう しゃかいさんか
活動に参加するため、障害のある人の文化・スポーツ等の活動など社会参加の
そくしん と く しょうがい ひと ちいき さんか
促進に取り組みます。また、障害のある人が地域のまちづくりへ参加すること
そくしん
を促進します。

あんぜん あんしん
(3) 安全・安心なまちづくり

ほんぶん
(本文32～34 ページ)

こんご ほうこうせい
今後の方向性

しょうがい ひと す な ちいき す あんしん く こうきょう
障害のある人が住み慣れた地域や住みたいまちで安心して暮らすために、公共
しせつ どうろ じゅうたくとう めん か すべ しみん しょうがい とくせい
施設、道路、住宅等のハード面のバリアフリー化と、全ての市民へ障害の特性に
あ ごうりてきはいりよ りかい しんとう めん か
合わせた合理的配慮への理解の浸透によるソフト面のバリアフリー化について、
しょうがい ひと さんか いっしょ かんが と く
障害のある人も参加して一緒に考えながら取り組みます。
しょうがい ひと にちじょうせいかつ さいがいじ きんきゅうじ ちいきじゅうみん ささ あ
障害のある人の日常生活や災害時などの緊急時でも地域住民との支え合う
きょうじょ すいしん しょうがい ひと じ こぼうさいいしき けいはつ
共助のまちづくりを推進し、また、障害のある人への自己防災意識への啓発にも
と く
取り組みます。
さいがいじ かんせんしょう えいきょう きんきゅうたいさく ひつよう しょうがい ひと
災害時に感染症の影響による緊急対策が必要となる時は、障害のある人や
ふくじじょうしょどう じょうきょうはあく じょうほうていきょう つと かんけいきかん れんけい たいさく と
福祉事業所等の状況把握と情報提供に努め、関係機関と連携しながら対策に取
く
り組みます。

ぐたいてき とりくみ
具体的な取組

せいかつかんきょう せいび
①生活環境の整備
しょうがい ひと す な ちいき あんしん じりつ せいかつ おく
障害のある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができ
こうきょうこうつうきかん じゅうたく どうろ こうきょうしせつとう か すいしん
るように、公共交通機関、住宅、道路、公共施設等のバリアフリー化の推進や
じゅうたく じ そうだんしえん と く
住宅リフォーム時の相談支援に取り組みます。
ぼうさい ぼうはんたいさく すいしん
②防災・防犯対策の推進
さいがい きんきゅうじ ぼうさい こうちく すいしん じょうほうじゅじゅ ひなんたいせい
災害・緊急時における防災ネットワーク構築の推進、情報授受、避難体制・
ひなんじょ せいび つと ぼうはん しょうがい ひと ひがいしゃ
避難所の整備などに努めます。防犯についても障害のある人が被害者とならな
じょうほうていきょう ちいき ぼうはんかつどう そくしん つと
いように、情報提供や地域の防犯活動への促進に努めます。

きょういく ほけん いりょう
(4) 教育・保健・医療

ほんぶん
(本文35～38 ページ)

こんご ほうこうせい
今後の方向性

しょうがい こ ひとり せいちょう ひつよう そうきはっけん そうきりょういく つと
障害のある子ども一人ひとりの成長に必要な早期発見と早期療育に努め、
にゅうようじけんしん はったつそうだん きかい かつよう ひつよう しえん かんけいきかん つな しょうがい
乳幼児健診や発達相談の機会を活用して必要な支援や関係機関へ繋ぎ、障害のあ
こ も ちから たか せいかつ がくしゅうじょう こんなんせい たい しえん おこな
る子どもの持てる力を高め、生活や学習上の困難性に対する支援を行います。
と ま かんきょう へんか たいおう こそだ きょういく ほけん いりょう ふくしとう れんけい
取り巻く環境の変化に対応するため、子育て・教育・保健・医療・福祉等の連携
や「たからっ子ノート」を活用してライフステージに応じ、家族への支援も含め、
いつかんせい そうごうてき しえん おこな しょうがい こ ほごしゃ たい
一貫性のある総合的な支援を行います。障害のない子どもや保護者に対しての
ふくしきょういく と く しょうがい しょうがい ひと りかい ふか たが りかい
福祉教育にも取り組み、障害や障害のある人への理解を深め、互いに理解しあ
い さい きょうせいしやかい すいしん
い支えあう共生社会を推進します。
ほけん いりょう しょうがい ひと たい せいかつ しつ たか
また、保健・医療においては障害のある人に対し、生活の質（QOL）が高め
てきせつ ほけん いりょう いがくてき ていきょう
られるよう、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーションが提供され、
しえん おこな そうきはっけん そうきちりょう はか てきせつ いりょう
または、そのための支援を行い、早期発見・早期治療を図ります。適切な医療の
じゅしん そくしん いりょうひ じよせい けいざいてきしえん と く
受診を促進するために、医療費の助成による経済的支援に取り組みます。

ぐたいてき とりくみ
具体的な取組

りょういく いくじしえん すいしん
①療育・育児支援の推進
しょうがい こ すこ いくせい ほごしゃ しえん せんもん
障害のある子どもの健やかな育成とその保護者への支援のため、専門スタッ
フによる早期発見・早期療育や育児支援に取り組みます。また、切れ目のない
しえん めざ こそだ きょういく ほけん いりょう ふくしとう かんけいきかん れんけい すいしん
支援を目指して子育て・教育・保健・医療・福祉等の関係機関の連携を推進し
ます。
がっこうきょういく じゅうじつ
②学校教育の充実
しょうがい じどうせいと きょういく こべつ きょういくしえんけいかくとう さくせい かつよう
障害のある児童生徒の教育について個別の教育支援計画等の作成・活用を
つう しどう しえん おこな こじんじょうほう ほご ちゅうい こそだ
通じた指導・支援を行い、個人情報やプライバシーの保護に注意しながら子育

きょういく ほけん いりょう ふくしどう かんけいきかん れんけい すいしん がっこうせつ
て・教育・保健・医療・福祉等の関係機関の連携を推進します。また、学校施設・
せつび か すいしん とくべつし えんきょういく たんどう きょういん けんしゅうじぎょう
設備のバリアフリー化の推進や特別支援教育を担当する教員への研修事業の
じっし しょうがい じどうせいと まな きょういくかんきょう せいび
実施によって障害のある児童生徒が学びやすい教育環境を整備します。

ふくしきょういく じんけんきょういく すいしん
③福祉教育・人権教育の推進

がっこうきょういく じどうせいと しょうがい しょうがい ひと りかい ふか しゃかいてき
学校教育において、児童生徒が障害や障害のある人への理解を深め、社会的
しょうへき と のぞ りかい ふか かにい ちいき がっこう れんけい
障壁を取り除くことへの理解を深めることや、家庭・地域・学校が連携したポ
かつどう すいしん ていがくねん ふくしきょういく じんけんきょういく すいしん
ランティア活動の推進など低学年からの福祉教育や人権教育を推進します。

ほけん じゅうじつ
④保健サービスの充実

にんさんぶ にゅうようじ たい けんこうしんさ かくしゆ けんしん せいかつしゅうかんびょうよぼう けんこう
妊産婦や乳幼児に対する健康診査、各種がん検診、生活習慣病予防の健康
そうだん そうきはっけん そうきちりょう てきせつ ちりょう う しみん
相談などにより早期発見・早期治療につなげ、適切な治療を受けることで市民
けんこうぞうしん つと そうだんしえんどう しえん と く
の健康増進に努めます。また、相談支援等によるメンタルヘルス支援に取り組
せいしんしょうがい そうきはっけん そうきじゆしん そくしん
み、精神障害の早期発見・早期受診を促進します。

いりょう じゅうじつ
⑤医療・リハビリテーションの充実

しょうがい ひと ちいき てきせつ いりょう う あんしん ちいきしゃかい
障害のある人が地域で適切な医療を受けることができ、安心して地域社会で
く いりょうてき とりくみ よぼう くんれん
暮らせるよう、医療的ケアへの取組や予防や訓練となるリハビリテーション
きのう とりくみ いりょうひじょせい けいざいてきふたん けいげん てきせい じゆしん そくしん
機能の取組、また、医療費助成による経済的負担の軽減により適正な受診を促進
つと
させることに努めます。

こよう しゅうぎょう
(5) 雇用・就業

ほんぶん
(本文39～40 ページ)

こんご ほうこうせい
今後の方向性

はたら けいざいてき じりつ じ こじつげん しゆだん しゃかいさんか
働くことは経済的な自立や自己実現のためのひとつの手段であり、社会参加や
しゃかいこうけん きかい しょうがい ひと のうりよく
社会貢献のための機会となっています。障害のある人においても、その能力や
てきせい おう しゅうろう きかい え も のうりよく じゅうぶん はつき しょう
適性に応じ、就労の機会を得て、持っている能力を十分に発揮できるよう、障
がいしゃしゅうぎょう せいかつしえん ちゅうしん ろうどう ふくし きょういくとう れんけい きょうか
碍者就業・生活支援センターを中心に、労働、福祉、教育等の連携を強化し、
しゅうぎょうそうだん しゅうろう しょくばていちゃく しえん と く
就業相談や就労・職場定着などの支援に取り組みます。
ふくしてきしゅうろう きかい ていきょう じぎょうしょ うんえいほじょ ぎょうむ じゅちゅう
また、福祉的就労の機会の提供についても、事業所の運営補助や業務の受注
きかい かくだいとう はか ふくしてきしゅうろう りようしゃ こうちんこうじょう と く
機会の拡大等を図り、福祉的就労の利用者の工賃向上に取り組みます。

ぐたいてき とりくみ
具体的な取組

こよう かくほ しゅうろうしえん
①雇用の確保と就労支援
しょうがい ひと こよう しゅうろう しえん しゅうぎょうそうだん しょくいきはいつ しょくぎょう
障害のある人の雇用・就労への支援として、就業相談、職域開発、職業
じゅんびくねん しゅうろう しょくばていちゃく しえん と く しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん
準備訓練、就労・職場定着などの支援に取り組みます。障害者就業・生活支援
そうだんしえんじぎょうしょ しせつ じぎょうしゃ とうかんけいきかん
センター、相談支援事業所、施設サービス事業者、ハローワーク等関係機関の
れんけい はか
連携を図ります。
たよう しゅうろう ば かくほ
②多様な就労の場の確保
しょうがい ひと ふくしてきしゅうろう きかい ていきょう りようしゃ こうちんこうじょう もくてき
障害のある人へ福祉的就労の機会の提供と利用者の工賃向上を目的とし
じぎょうしょ うんえいほじょ じゅちゅうきかい かくだい しえん と く
て、事業所の運営費補助や受注機会の拡大につながる支援に取り組みます。